

# 第23期 定時株主総会 招集ご通知

2021年7月1日から2022年6月30日まで

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

株主総会参考書類

## 開催情報

日時：2022年9月27日（火曜日）

午前10時 開会

場所：静岡県沼津市上土町100-1

沼津リバーサイドホテル 3階

「駿河」

（詳しくは末尾の会場ご案内図  
をご参照ください。）

 **CanBas**  
Cancer therapy by Basic research

証券コード：4575

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/4575/>



2022年9月2日

株 主 各 位

静岡県沼津市大手町二丁目2番1号  
株式会社キャンバス  
代表取締役社長 河 邊 拓 己

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月26日（月曜日）午後11時までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年9月26日（月曜日）午後11時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県沼津市土土町100-1  
沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」  
（詳しくは末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

【報告事項】 第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）  
事業報告の内容、計算書類の内容報告の件

#### 【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

<株主報告会開催のお知らせ>

株主総会終了後、同会場にて株主報告会を開催いたします。お時間が許しましたら、引き続きご出席のほどお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。当日は9時30分より受付を開始いたします。

また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日ご出席の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
(アドレス <https://www.canbas.co.jp>) に掲載させていただきます。

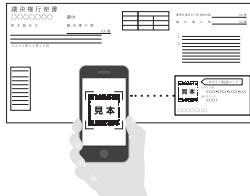


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

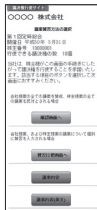
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

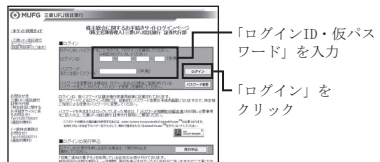
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

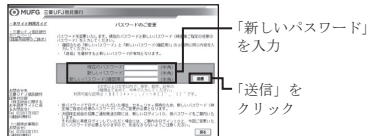
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

## 《提供書面》

# 事業報告

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当社は、抗がん剤の基礎研究および臨床開発、ならびにそのために必要な提携パートナーの獲得活動に取り組んでいます。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501は、過去の臨床試験で得られたデータの詳細解析からわかった「がん微小環境」「がん免疫」「がん幹細胞」などに関わる多様な作用を踏まえ、免疫チェックポイント阻害抗体との併用による臨床試験を実施しています。現在は第2相試験ステージ1の段階にあります。開発にかかる提携パートナーの確保を目指した活動も積極的に展開していますが、当事業年度中の提携パートナーの確保には至りませんでした。

2つ目の候補化合物CBS9106については、2014年12月にライセンス契約を締結した米国 Stemline Therapeutics, Inc. (以下「Stemline社」) が、進行固形がん患者を対象とし主に安全性の評価を目的とした臨床第1相試験を完了し、現在は次相臨床試験の計画が進められています。

さらに当社は、これらの2つの候補化合物の後続パイプラインとなる新規候補化合物の探索・創出に向けて、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索研究と、CBP501に関する新たな知見を基にした「次世代CBPプロジェクト」からの創出に取り組み、また、東京大学医学部附属病院、ファルマバレープロジェクト (一般財団法人ふじのくに医療城下町推進機構、静岡県立大学) らと共同研究を進めています。これらの取り組みから当社は現在、CBP-A08、CBT005、IDO/TDO阻害剤など複数の次世代パイプラインを有しています。

以上の結果、当事業年度の研究開発費は、例年水準の基礎研究費支出にCBP501臨床試験費用ならびにCBT005等の次世代プロジェクト関連支出が加わり、前期比177,544千円増加の607,782千円となりました。販売費及び一般管理費は、前期比12,277千円増加の238,656千円となり、研究開発費と合わせた事業費用は、前期比189,822千円増加し、846,438千円となりました。この結果、営業損失は846,438千円 (前事業年度営業損失547,671千円)、経常損失は854,327千円 (前事業年度経常損失555,112千円)、当期純損失は855,577千円 (前事業年度当期純損失531,034千円) となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

当社は、当事業年度において、新株予約権の発行および行使により、総額670,869千円の資金を調達しました。このほかに、転換社債型新株予約権付社債749,994千円のリファイナンスを行いました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 20 期 2019年6月期	第 21 期 2020年6月期	第 22 期 2021年6月期	第 23 期 2022年6月期 (当事業年度)
事業収益 (千円)	115,550	110,000	108,945	—
経常利益 (△は損失) (千円)	△534,958	△573,686	△555,112	△854,327
当期純利益 (△は純損失) (千円)	△456,208	△572,790	△531,034	△855,577
1株当たり 当期純利益 (△は純損失)	△77円06銭	△83円64銭	△70円01銭	△88円31銭
総資産 (千円)	875,373	1,263,283	1,295,610	790,709
純資産 (千円)	656,290	236,902	437,972	250,688
1株当たり 純資産額	84円20銭	21円58銭	40円35銭	13円85銭

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(5) 対処すべき課題

当社は、独自の創薬エンジンを基に技術とプロダクトの両方を自社で創出する「創薬企業」として、付加価値の高いビジネスモデルを志向しています。

このために当面对処すべき経営課題を以下のとおり認識し、それぞれ対応を実施しています。

- ・CBP501の臨床試験推進による企業価値向上
- ・中長期的な企業価値の源泉となる新規化合物パイプライン獲得と開発推進
- ・現時点で安定的な収益源がないこと、一方で研究開発費用の先行投資は必須であることから継続的に営業損失を計上していること、このため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していることを踏まえた、提携の獲得・資金調達による上記課題解決・推進のための財務基盤の強化

(6) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

事 業	内 容
医薬品事業	医薬品の研究開発

(7) 主要な営業所（2022年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本社	静岡県沼津市

(8) 従業員の状況（2022年6月30日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	6（－）名	-1（－）	48.2歳	12.0年
女 性	5（－）名	-（－）	46.2歳	15.8年
合計または平均	11（－）名	-1（－）	47.3歳	13.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含みま  
す)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。

2. 平均年齢および平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 35,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 11,537,540株

(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数は2,799,000株増加しています。

(3) 株主数 10,739名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	366,500	3.17
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	152,100	1.31
株 式 会 社 S B I 証 券	151,844	1.31
J P L L C - C L J P Y	131,900	1.14
松 井 証 券 株 式 会 社	124,600	1.07
野 村 證 券 株 式 会 社	115,600	1.00
柴 田 達 宏	73,000	0.63
浦 嶋 信 昭	72,600	0.62
投資事業有限責任組合インフレクションII号V無限責任組合員イン フレクション・ツー・インベストメント・インク	68,400	0.59
藤 岡 秀 夫	64,700	0.56

(注) 持株比率は、自己株式（485株）を控除して計算しています。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末の当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年6月30日現在）

発行決議の日		2016年5月25日	
新株予約権等の数		1,175個	
新株予約権等の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権等の目的となる株式の数		117,500株	
新株予約権等の発行価額		無償	
新株予約権等の権利行使価額		813円	
権利行使期間		2018年6月9日から2023年6月8日まで	
新株予約権の行使の条件		<p>①本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の内何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合による場合はこの限りでない。</p> <p>②本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 3人
		社外取締役	—
	取締役 (監査等委員)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 17,500株 保有者数 3人
		社外取締役	—

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

#### ① 当事業年度（2021年9月2日取締役会決議）に発行した新株予約権

新株予約権等の数	55,554個
新株予約権等の目的となる株式の種別	普通株式
新株予約権等の目的となる株式の数	5,555,400株
新株予約権等の発行価額	新株予約権1個当たり 295円
新株予約権等の権利行使価額	当初行使価額 360円 ※
権利行使期間	2021年9月30日から2023年9月29日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(注) 発行時の状況を記載しています。

※ 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等です。行使価額は、各修正日（行使請求通知を当社が受領した日、または売買立会が終了している場合はその翌日）の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、上記計算の結果算出される金額が下限行使価額180円（調整されることがあります）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

#### ② 当事業年度（2021年9月2日取締役会決議）に発行した転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権等の数	49個
新株予約権等の目的となる株式の種別	普通株式
新株予約権等の目的となる株式の数	同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権付社債の発行価額	各社債の金額100円につき金100円
新株予約権等の権利行使価額	当初行使価額 360円 ※
権利行使期間	2021年9月30日から2023年9月29日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権付社債の残高	749,994,000円

(注) 発行時の状況を記載しています。

※ 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等です。2022年3月29日、2023年3月29日及び2024年3月29日（以下、「修正日」という。）において、修正日まで（当日を含む。）の10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正されます。但し、上記計算の結果算出される金額が下限行使価額270円（調整されることがあります）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役に関する事項（2022年6月30日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
河邊 拓己	代表取締役社長		
加登住 眞	取締役 最高財務責任者	経営企画室	(株)トレタ取締役監査等委員
坂本 一良	取締役	管理部	
日比野 敏之	取締役 最高執行責任者	研究開発部	
松崎 恭子	取締役（監査等委員）		
白川 彰朗	取締役（監査等委員）		(株)インテリジェント・キャピタル ゲイト代表取締役 (株)ママスクエア取締役 (株)ZenmuTech社外取締役
古田 利雄	取締役（監査等委員）		弁護士法人クレア法律事務所代表 弁護士 (株)モダリス社外取締役監査等委員 ジェイファーマ(株)監査役
小宮山 靖行	取締役（監査等委員）		社会保険労務士法人みくりや社中 代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松崎恭子氏、取締役（監査等委員）白川彰朗氏、取締役（監査等委員）古田利雄氏および取締役（監査等委員）小宮山靖行氏は、社外取締役です。
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社は、取締役（監査等委員）白川彰朗氏、取締役（監査等委員）古田利雄氏および取締役（監査等委員）小宮山靖行氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 当社は、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項に基づき、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む）が負担することになる法律上の損害賠償金、損害賠償請求対応等の費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は填補されないなど、取締役による職務執行の適正性は損なわれない仕組みとなっています。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しています。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の決定方針

当社は、2021年3月開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の決定方針を以下のとおり決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、株主総会後最初に開催される監査等委員会において監査等委員の協議により決定しています。

### (7) 基本方針

当社の取締役の報酬は、金銭報酬と、非金銭報酬等とで構成する。業績連動報酬等は、当面これを定めない。

(i) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針（会社法施行規則第98条の5第1号）

取締役の金銭報酬のうち業績に連動しない金銭報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数等（以下「役位等」と総称する。）に応じ、当社の業績および財務の推移も併せ総合的に勘案して、取締役会で協議決定する。

(b) 非金銭報酬等がある場合には、その内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針（会社法施行規則第98条の5第3号）

当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役に対する非金銭報酬として、無償でストックオプションを付与することがある。

取締役個別のストックオプション付与数は、役位等および各取締役に對し過去に付与され行使期間の残存しているストックオプションの内容を総合的に勘案して決定する。

(c) 報酬等の種類ごとの割合の決定方針（会社法施行規則第98条の5第4号）

非金銭報酬等（業績連動報酬等を定める場合は非金銭報酬等と業績連動報酬等の合計）が取締役の報酬に占める割合は、50%を上

限とする。

- (d) 報酬等を与える時期または条件の決定方針（会社法施行規則第98条の5第5号）

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

非金銭報酬としてストックオプションを付与する場合、付与の時期、総数および条件は、当社の業績および財務の推移等を総合的に勘案して取締役会で協議決定の上、株主総会の決議により付与する。

- (e) 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項（会社法施行規則第98条の5第6号）

取締役会は、前各号の協議決定に基づく具体的内容の決定を代表取締役社長に委任することがある。

当該委任を受けた代表取締役社長は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会から意見具申があった場合には、これを尊重する。

- (f) その他重要な事項（会社法施行規則第98条の5第8号）

取締役会および代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたり、当社の企業理念「フェアであること」に特に留意する。

- (ウ) 取締役の報酬等についての株主総会の決議

- (a) 取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は、2016年9月27日開催の第17期定時株主総会決議において、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額120,000千円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。

- (b) 取締役（監査等委員）報酬限度額は、2016年9月27日開催の第17期定時株主総会決議において、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額45,000千円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

② 当事業年度にかかる取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	ストックオプション	左記のうち非 金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	48,458 (-)	48,458 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	64,658 (16,200)	64,658 (16,200)	- (-)	- (-)	8 (4)

(注) 取締役 (監査等委員を除く) の当事業年度の個人別報酬等の内容は取締役会で決議していません。

(3) 社外役員その他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)白川彰朗氏は、株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト代表取締役、株式会社ママスクエア取締役および株式会社ZenmuTech社外取締役です。当社と株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト、株式会社ママスクエアおよび株式会社ZenmuTechとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)古田利雄氏は、弁護士法人クレア法律事務所代表弁護士、株式会社モダリス社外取締役監査等委員およびジェイファーマ株式会社監査役です。当社と弁護士法人クレア法律事務所、株式会社モダリスおよびジェイファーマ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)小宮山靖行氏は、社会保険労務士法人みくりや社中代表です。当社と社会保険労務士法人みくりや社中との間には特別な関係はありません。

#### (4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	松 崎 恭 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査等委員会12回の全回に出席いたしました。主に監査等委員会委員長としての見地から、取締役による日々の業務執行の態様などについて、監査、監督を行っています。
取 締 役 (監査等委員)	白 川 彰 朗	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査等委員会12回の全回に出席いたしました。ベンチャー投資会社やベンチャー企業での経験、広範な経理・財務関係、証券関係、法務関係の知識に基づき、主に経理・財務面について、監督、助言を行っています。
取 締 役 (監査等委員)	古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査等委員会12回の全回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について監督、助言を行っています。
取 締 役 (監査等委員)	小宮山 靖 行	当事業年度に開催された取締役会17回の全回および監査等委員会12回の全回に出席いたしました。社会保険労務士として多数の企業で顧問業務を行ってきた経験および知識に基づき、主に当社の人事・労務面におけるコンプライアンスの実践について、監督、助言を行っています。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画および監査手続きの概要、報酬見積の算出根拠（監査業務の実施体制および実施日数）などが適切であるかどうかについて、過去の実績、および類似会社の会計監査人の報酬事例に照らして検証したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款第36条第2項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

当社が制定している内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図っていきます。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制・仕組みづくりとコンプライアンス意識の啓発活動を行い、必要に応じて社長に対する助言を行うとともに、平素の業務執行全般にわたるコンプライアンス意識を高めるべく、役職員に対し教育等を実施する。

さらに、取締役による法令等に抵触しもしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。

なお、会計監査人および監査等委員会による監査と別に、内部監査規程に基づき監査を実施する。

#### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。

また、情報の管理については情報システム管理規程および運用実施要領、個人情報保護については必要に応じガイドライン等を定め、適切に対応する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、平時から全社横断的な情報交換と各部門の有するリスクの洗い出しを実施してリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して危機管理にあたる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案し実行する。

なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、教育の機会や日常のミーティング等を通じて指導する。

また、使用人による法令等に抵触もしくはその疑いのある職務執行についての相談、通報等に関しコンプライアンス相談窓口制度を適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正を図る。なお、これら職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、また当社の子会社・関係会社も存在しないため、当該体制は特に有していない。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査等委員会の判断により、当社の規模に鑑み、監査等委員会の職務を補助すべき独立した使用人を設置していないが、監査等委員会が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査等委員会の業務補助のため補助使用人を置く。

専任でない補助使用人が監査等委員会補助職務を担う場合には、監査等委員会の当該補助使用人に対する指揮命令に関しては取締役（監査等委員である取締役を除く。）以下当該補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、監査等委員会にかかる業務に優先して従事する。また、当該補助使用人の人事処分には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

また、監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査等委員は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図ることによって、監査等委員会による監査の実効性を確保する。

当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員会に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役および使用人に周知徹底する。

当社は、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

#### ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法および関連法令等への適合性を確保する。

#### ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「キャンパス行動規範」に基づき、市民社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力からの不当要求や働きかけに対しては、毅然と対応することによって、反社会的勢力を排除する。

この基本方針と対応方針を徹底するために、反社会的勢力に対応する主管部署を管理部に定めるとともに、不当要求や働きかけがあったときは反社会的勢力対応要領に基づき直ちに統括部署に報告し組織的に対応する。

① この基本方針および規程等の見直しについて

当社は、今後この基本方針および規程等を常に見直し、必要に応じ改正することによって、事業内容の拡充や周辺環境の変化に対応する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、単一事業所からなる小規模・少人数組織であり、そのフラットな組織構成の利点を生かし、内部統制システムの運用を行っています。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査等委員を交え活発な質疑応答が行われている。
- ・ 定例取締役会に引き続き、コンプライアンス委員会が開催されており、経営レベルでのコンプライアンス関連事項につき議論している。
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
- ・ 内部監査を通じて、取締役による職務執行の態様およびコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理規程、情報システム管理規程および運用実施要領が整備されている。
- ・ 内部監査を通じて、文書管理の態様につきモニタリングを行っている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 平時においては、取締役会等において、新たなリスクの認識とその対応につき議論されている。
- ・ 有事に対応するため、危機管理規程が整備されている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会が毎月1回開催されているほか、臨時取締役会が適宜開催されている。重要事項の決定、各部門管掌取締役からの業務報告等につき、監査等委員を交え活発な質疑応答が行われている。
  - ・ 予算管理規程に基づき、年度予算編成方針および年度予算案が予算委員会において策定され、取締役会で承認されている。
  - ・ 年度予算の執行状況が月次の定例取締役会で報告されている。
  - ・ 内部監査を通じて、予算編成プロセスの適正性ならびに予算執行の適正性・効率性につきモニタリングを行っている。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されている。
  - ・ 内部監査を通じて、使用人による職務執行の態様ならびにコンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。
- ⑥ 会社の属する企業集団における業務の適正を確保するための体制  
該当事項はありません。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の判断により、現状、監査等委員会の業務補助のための補助使用人を設置していないが、監査等委員会規程において同使用人の整備を取締役に要請できる旨定められている。

- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員は、経営層会議のほか、主要な業務レベル会議に適宜出席し、質疑応答を行っている。また、稟議書、主要な契約書等の重要文書の閲覧を通じて、職務執行の状況をモニタリングしている。
  - ・ 監査等委員は、会計監査人との定期的なミーティングを通じて情報交換を行っているほか、監査等委員と内部監査人は日常的に情報交換を行っている。
  - ・ 不正行為の早期発見および是正を目的として、監査等委員ならびに管理部長を窓口とするコンプライアンス相談窓口制度が、コンプライアンス相談窓口規程に基づき運用されており、当該通報・報告をしたことを理由とした不利な取扱いを禁止するとともに、役職員に周知徹底している。また、内部監査を通じて、コンプライアンス相談窓口制度の運用状況につきモニタリングを行っている。
  - ・ 監査等委員による職務執行にかかる費用の精算は、適宜滞りなく行われている。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 金融商品取引法に規定される内部統制報告制度にかかる内部監査は、内部統制委員会によって毎期承認された経営者評価計画書に基づき実施されており、発見事項およびその改善状況が内部統制委員会に報告されている。また、内部統制報告書案は内部統制委員会での審議を経て取締役会で承認されている。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- ・ 反社会的勢力対応要領に基づき、同勢力への対応窓口を管理部に一本化する旨、全役職員に周知徹底している。
- ⑪ この基本方針および規程等の見直しについて
- ・ この基本方針については、少なくとも年1回見直しが行われている。
  - ・ 諸規程に関しては、諸規程管理規程に基づき定期的に見直しが行われている。
  - ・ 内部監査を通じて、諸規程見直しの状況につきモニタリングを行っている。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	758,597	流 動 負 債	172,676
現金及び預金	737,775	未払金	138,832
貯蔵品	1,069	未払費用	935
前払費用	12,537	未払法人税等	30,708
未収消費税等	6,531	預り金	2,199
その他	683	固 定 負 債	367,344
固 定 資 産	32,111	転換社債型新株 株予約権付社債	367,344
投資その他の資産	32,111	負 債 合 計	540,020
その他	32,111	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	790,709	株 主 資 本	159,814
		資 本 金	5,286,327
		資 本 剰 余 金	5,273,176
		資 本 準 備 金	5,273,176
		利 益 剰 余 金	△10,399,391
		その他利益剰余金	△10,399,391
		繰越利益剰余金	△10,399,391
		自 己 株 式	△297
		新 株 予 約 権	90,874
		純 資 産 合 計	250,688
		負 債 純 資 産 合 計	790,709

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



# 損 益 計 算 書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
事 業 費 用	846,438
研 究 開 発 費	607,782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	238,656
営 業 損 失	846,438
営 業 外 収 益	683
受 取 利 息	17
為 替 差 益	665
営 業 外 費 用	8,572
社 債 利 息	5,680
株 式 交 付 費	2,892
経 常 損 失	854,327
税 引 前 当 期 純 損 失	854,327
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,250
当 期 純 損 失	855,577

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2021年7月1日残高	4,954,952	4,941,802	△9,543,813	△297	352,642
事業年度中の変動額					
新株の発行	331,374	331,374			662,749
当期純損失(△)			△855,577		△855,577
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	331,374	331,374	△855,577	-	△192,828
2022年6月30日残高	5,286,327	5,273,176	△10,399,391	△297	159,814

	新株予約権	純資産合計
2021年7月1日残高	85,329	437,972
事業年度中の変動額		
新株の発行		662,749
当期純損失(△)		△855,577
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,544	5,544
事業年度中の変動額合計	5,544	△187,283
2022年6月30日残高	90,874	250,688

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 注記事項

### (重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法  
棚卸資産 最終仕入原価法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定率法 (ただし、建物 (2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く) については定額法)  
なお、主な耐用年数は次のとおりです。  
建物 3年～18年  
工具、器具及び備品 2年～10年  
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
3. 繰延資産の処理方法 株式交付費  
支出時に全額費用として処理しています。
4. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

### (会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用  
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。  
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。
2. 時価の算定に関する会計基準等の適用  
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	8,738,540	2,799,000	—	11,537,540

(注) 当事業年度増加株式数は、第三者割当により付与した第16回新株予約権(2020年11月5日取締役会決議)、第17回新株予約権(2021年9月2日取締役会決議)ならびに役員に有償で付与した第13回新株予約権(2018年2月15日取締役会決議)の権利行使に伴うものです。

### 2. 自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	485	—	—	485

### 3. 新株予約権の目的となる株式の数(行使期間の初日が到来していないものを除く)

株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
	当事業年度期首	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末
普通株式	1,527,099	7,943,048	5,021,015	4,449,132

(注) 当事業年度の増加のうち7,638,700株は第17回新株予約権および第4回転換社債型新株予約権付社債(2021年9月2日取締役会決議)の第三者割当によるものです。また、第15回新株予約権(2019年10月10日取締役会決議)および第4回転換社債型新株予約権付社債の行使価格調整により304,348株増加しています。当事業年度の減少のうち2,222,015株は第15回新株予約権ならびに第3回転換社債型新株予約権付社債(2019年10月10日取締役会決議)および第4回転換社債型新株予約権付社債(一部)の買入消却によるものです。残る2,799,000株の減少は第13回新株予約権、第16回新株予約権および第17回新株予約権の権利行使によるものです。

## (税効果会計に関する注記)

### 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金	1,228,448千円
その他	88,643千円
繰延税金資産小計	1,317,091千円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△1,228,448千円
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△88,643千円
評価性引当額小計	△1,317,091千円
繰延税金資産合計	—千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針です。デリバティブ取引については行っていません。

#### (2) 金融商品の内容および当該金融商品にかかるリスク

未払金は、一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、短期的な支払期日のものです。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

為替変動リスク

外貨建ての営業債務に関しては、資金計画の策定期間と実際の支払時期の間に生じる為替変動リスクをヘッジするため、為替相場および当社財務状況等を踏まえ、支払時期より前に外貨を調達することがあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	367,344	990,561	623,217
負債計	367,344	990,561	623,217

(\*) 現金であること、預金、未収消費税等、未払金、未払法人税等、預り金については短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しています。

(注)1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	737,775	—	—	—
未収消費税等	6,531	—	—	—

(注)2. 社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	—	367,344	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定にかかるインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	転換社債型新株予約権付社債	—	990,561	—
負債計	—	990,561	—	990,561

(\*) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定にかかるインプットの説明

当社の発行する転換社債型新株予約権付社債の時価は、株式転換権付きであることから、二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル2の時価に分類しています。評価モデルで使用している株価および金利等の基礎データは市場で容易に観察可能なものであるため、主観性が高いものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および主要株主

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	河邊拓己	(被所有) 直接0.0%	当社代表取締役	新株予約権の権利行使(注)	18,850	—	—

(注) 新株予約権の権利行使は、2018年2月15日開催の取締役会決議に基づき付与された第13回新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しています。なお、取引金額欄は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 13円85銭
2. 1株当たり当期純損失(△) △88円31銭  
 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。  
 当期純損失(△) △855,577千円  
 普通株主に帰属しない金額 —千円  
 普通株式にかかる当期純損失(△) △855,577千円  
 期中平均株式数 9,687千株

(重要な後発事象に関する注記)

転換社債型新株予約権付社債の株式転換

2022年7月1日から2022年8月10日までの間に第4回転換社債型新株予約権付社債の一部が以下の通り権利行使され、株式に転換されました。

- ・行使新株予約権個数 12個
- ・転換価額の総額 183,672千円
- ・発行した株式の種類および数 普通株式 680,259株

この結果、固定負債が183,672千円減少するとともに資本金および資本準備金がそれぞれ91,836千円増加しました。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

株式会社キャンパス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員

公認会計士 森 田 健 司

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 石 黒 宏 和

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンパスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。ま

た、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 第23期監査等委員会監査報告

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年8月12日

株式会社キャンバス 監査等委員会

監査等委員 松 崎 恭 子 ⑩

監査等委員 白 川 彰 朗 ⑩

監査等委員 古 田 利 雄 ⑩

監査等委員 小宮山 靖 行 ⑩

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）  
 全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かわべたくみ 河邊拓己 (1958年7月24日)	1983年 5月 医籍登録 1990年 3月 京都大学大学院分子医学系専攻修了 医学博士取得 1990年 4月 京都大学ウイルス研究所助手 1991年10月 ワシントン大学（米国セントルイス）博士研究員 1996年 7月 名古屋市立大学医学部分子医学研究所助手 2000年 4月 同助教授就任 2001年 3月 当社取締役就任 2003年 5月 当社代表取締役社長就任（現任）	300株（注2）
2	かとうまこと 加登住 真 (1964年3月30日)	1987年 4月 日本合同ファイナンス㈱（現・㈱ジャフコ）入社 2000年 4月 エムビーエルベンチャーキャピタル㈱取締役就任 2000年 9月 当社取締役就任 2005年 9月 当社取締役管理部長 2009年 5月 当社取締役最高財務責任者 兼 管理部長就任 2020年10月 当社取締役最高財務責任者 兼 経営企画室長就任（現任）  (重要な兼職の状況) ㈱トレタ取締役監査等委員	一株（注2）
3	さかもとよし 坂本 一良 (1963年4月15日)	1988年 4月 チェースマンハッタン銀行東京支店入行 2004年 4月 NIFコーポレート・マネジメント㈱取締役就任 2008年12月 当社入社 管理部企画担当 2010年 2月 当社経営企画室長 2010年 9月 当社取締役経営企画室長就任 2020年10月 当社取締役管理部長就任（現任）	10,000株（注2）

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ひびのとしゆき 日比野 敏之 (1976年11月27日)	2001年 4月 中外製薬(株)入社 2008年 2月 三菱UFJ証券(株) (現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 2015年 9月 三井住友アセットマネジメント(株) (現：三井住友DSアセットマネジメント(株)) 入社 2020年 7月 当社入社 研究開発部長 2020年10月 当社最高執行責任者 兼 研究開発部長 2021年 9月 当社取締役最高執行責任者 兼 研究開発部長 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河邊拓己氏、加登住眞氏ならびに坂本一良氏の所有株式数は、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債および第17回新株予約権の発行に際し、各自が投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号Vと締結した株式貸借契約に基づく貸株、河邊拓己氏58,000株、加登住眞氏14,800株ならびに坂本一良氏3,000株をそれぞれ控除して表記していません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む)が負担することになる法律上の損害賠償金、損害賠償請求対応等の費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は填補されないなど、取締役による職務執行の適正性は損なわれない仕組みとなっています。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しています。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には、同内容で更新する予定としております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、松崎恭子氏が退任されます。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査等委員を1名減員の3名体制とし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	しらかわ あきら 白川 彰朗 (1955年11月27日)	1981年11月 日本合同ファイナンス㈱ (現・㈱ジャフコ) 入社 1994年 6月 ジャフコ公開コンサルティング㈱ へ出向、大阪駐在所長就任 1998年 2月 ㈱インテリジェント・キャピタル ゲイト代表取締役就任(現任) 2006年 3月 当社社外監査役就任 2016年 9月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱インテリジェント・キャピタルゲイト代表 取締役 ㈱ママスクエア取締役 ㈱ZenmuTech社外取締役	7,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ふるたとしお 古田利雄 (1962年2月4日)	<p>1991年 4月 弁護士名簿登録 (東京弁護士会登録)</p> <p>1993年 4月 古田利雄法律事務所(現・弁護士法人クレア法律事務所)設立・代表弁護士(現任)</p> <p>2007年 9月 当社社外監査役就任</p> <p>2016年 9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)            弁護士法人クレア法律事務所 代表弁護士            ㈱モダリス社外取締役監査等委員            ジェイファーマ㈱監査役</p>	38,800株(注5)
3	こみやま やす ゆき 小宮山靖行 (1959年5月2日)	<p>1982年 4月 住友銀行(現・㈱三井住友銀行)入行</p> <p>2004年 2月 小宮山社会保険労務士事務所設立代表就任</p> <p>2016年 1月 社会保険労務士法人みくりや社中設立・代表就任(現任)</p> <p>2016年 9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)            社会保険労務士法人みくりや社中代表</p>	7,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白川彰朗氏、古田利雄氏ならびに小宮山靖行氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 白川彰朗氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要は、以下のとおりであります。
- ベンチャー投資会社やベンチャー企業での経験に基づく広範な経理・財務関係、証券関係、法務関係の知識を、当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏は現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、本総会終結の時をもって社外取締役(監査等委員)としての在任期間は6年となります。
- (2) 古田利雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要は、以下のとおりであります。
- 過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、社外役員として多数のベンチャー企業の経営に関与した経験、弁護士としての専門知識、経験等を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏は現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、本総会終結の時をもって社外取締

役(監査等委員)としての在任期間は6年となります。

- (3) 小宮山靖行氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要は、以下のとおりであります。

過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、社会保険労務士としての専門知識、経験、社外役員として多数の中堅企業の経営に関与した経験等を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

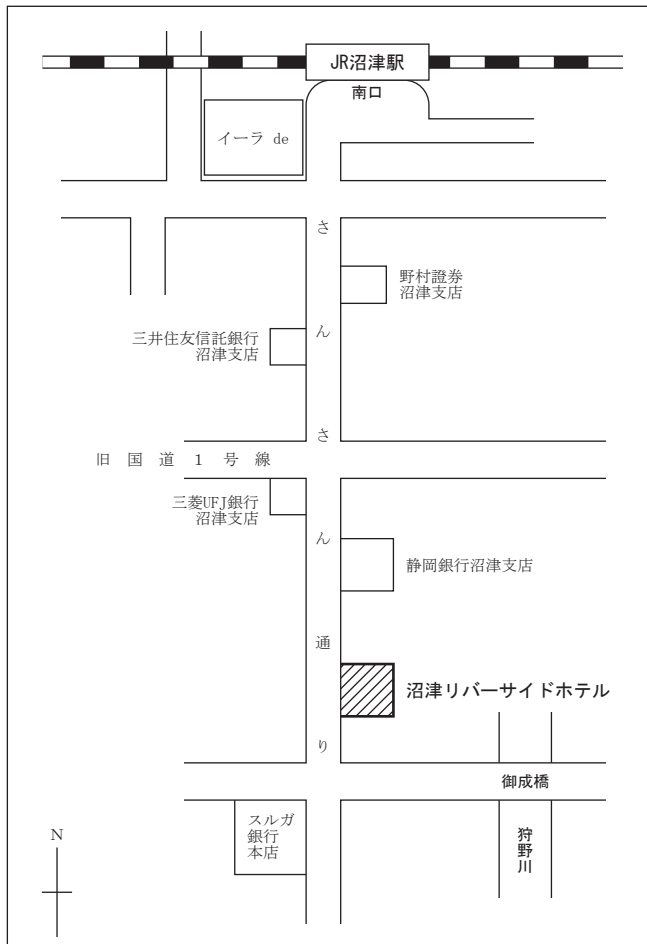
また、同氏は現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、本総会終結の時をもって、社外取締役(監査等委員)としての在任期間は6年となります。

3. 白川彰朗氏、古田利雄氏ならびに小宮山靖行氏は、現に当社の社外取締役(監査等委員)であり、当社は各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、各氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、白川彰朗氏、古田利雄氏ならびに小宮山靖行氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、各氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 古田利雄氏の所有株式数は、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債および第17回新株予約権の発行に際し、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号Vと締結した株式貸借契約に基づく貸株11,200株を控除して表記しています。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む)が負担することになる法律上の損害賠償金、損害賠償請求対応等の費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は填補されないなど、取締役による職務執行の適正性は損なわれない仕組みとなっております。なお、本保険の保険料は全額当社が負担しています。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には、同内容で更新する予定としております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：静岡県沼津市上土町100-1 沼津リバーサイドホテル 3階「駿河」



## 【交通機関のご案内】

J R 沼津駅南口より	徒歩	約10分
J R 三島駅（新幹線）より	タクシー	約20分